

松江市告示第 148 号

松江市空き家再生等推進事業補助金交付要綱（平成 29 年松江市告示第 337 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第 3 条 略		第 3 条 略	
略		略	
補助金 の交付 率又は 金額	補助対象経費の 3 分の 2 以内(ただ し、補助金の額に 1,000 円未満の端 数があるときは、その端数を切り捨 てた額とする。)で上限 <u>70 万円</u> 。た だし、耐震改修工事を併せて行う場 合は上限 <u>140 万円</u> とする。	補助金 の交付 率又は 金額	補助対象経費の 3 分の 2 以内(ただ し、補助金の額に 1,000 円未満の端 数があるときは、その端数を切り捨 てた額とする。)で上限 <u>140 万円</u> 。た だし、耐震改修工事にあつて __は上限 <u>100 万円</u> とする。
終期	<u>令和 5 年 3 月 31 日</u>	終期	<u>令和 4 年 3 月 31 日</u>
補助対 象者の 範囲	対象となる空き家の所有者又は賃借 人で、次の各号のいずれにも該当す る者とする。 (1) 松江市税の滞納が <u>ない</u> 者 (2) 当該補助対象経費に国又は地 方公共団体が交付する他の補助金 の交付を受けて <u>いない</u> 者 (3) 過去にこの要綱の規定による 補助金の交付を <u>受けていない</u> 者	補助対 象者の 範囲	対象となる空き家の所有者又は賃借 人で、次の各号のいずれにも該当し ない者とする。 (1) 松江市税の滞納が <u>ある</u> 者 (2) 当該補助対象経費に国又は地 方公共団体が交付する他の補助金 の交付を受けて <u>いる</u> 者 (3) 過去にこの要綱の規定により 補助金の交付を <u>受けた</u> 者

(4) 申請年度の3月31日までに補助事業が完了する者

(5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が関与していない者

(補助金の交付申請)

第4条 略

(1)～(5) 略

(6) 誓約書(申請内容に虚偽がないこと、補助事業の完了日から10年を経過するまでの間、改修後の空き家を継続的に活用すること等)

(7)・(8) 略

(改修後の空き家活用)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了日から10年を経過するまでの間、地域コミュニティの維持及び再生に資する用途で当該空き家を継続的に活用するものとする。

2 補助事業者は、補助事業の完了日から10年を経過する前に当該空き家の活用を終了する場合は、既に交付を受けた補助金の全額を返還しなければならない。

(補助金の返還免除)

第9条 補助事業者が補助事業の完了日から10年を経過する前に当該空き家の活用を終了した理由が次の各号のいずれかによるものであるときは、市長は、補助事業者に対して前条第2項の規定による補助金の返還を免除することができる。

(1) 災害により当該空き家が滅失又は著

(補助金の交付申請)

第4条 略

(1)～(5) 略

(6) 誓約書(申請内容に虚偽がないこと、10年間
_____継続的に活用すること等)

(7)・(8) 略

(改修後の空き家活用)

第8条 補助事業者は、当該改修工事の完了日から10年間、地域コミュニティの維持及び再生に資する用途で当該空き家を継続的に活用するものとする。

しく損壊したこと。

(2) 補助事業者又はその同居家族の疾病により転居を要することとなったこと。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認める場合

(状況報告・広報への協力)

第 10 条 補助事業者は、補助事業 完了後、工事を実施した空き家の管理状況及び活用状況等について、市長が報告を求めた場合、必要な協力を行うこととする。

2・3 略

第 11 条 略

(状況報告・広報への協力)

第 9 条 補助事業者は、当該改修工事 完了後、工事を実施した空き家の管理状況及び活用状況等について、市長が報告を求めた場合、必要な協力を行うこととする。

2・3 略

第 10 条 略

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に補助金の交付決定を受けている者については、この告示による改正後の第 8 条第 2 項及び第 9 条の規定は適用しない。